



目 次	ページ
規 則	
◎高知県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○平成27年度から平成29年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等 (管 財 課)	9
○平成27年度から平成29年度までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等 ( " )	10
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	11
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	12
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	13
○牛のヨーネ病の発生 (畜産振興課)	14
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	14
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	14
○道路の供用開始 ( " )	15
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託 (住 宅 課)	15
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	15
○高知県収入証紙売りさばき人の指定 (会計管理課)	15
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	16
	(10・30掲示)

○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	16
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	16
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (10・30掲示)	16
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ( " )	16
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ( " )	16
正 誤	
○正誤 (平26・10・21付け 告示)	17

-----  
規 則  
-----

高知県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年11月11日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第109号**  
**高知県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県消費生活条例施行規則 (昭和50年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。  
第1条の2中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改める。  
第2条の見出し中「告示」を「設定等の告示の方法等」に改め、同条中「掲載して行う」を「掲載してする」に改める。  
第5条の見出し中「貸付け」を「資金の貸付け」に改め、同条中「による資金 (以下「資金」という)を「に基づき資金 (同条に規定する資金をいう。以下同じ)に、「住民票謄本」を「住民票の写しの謄本」に、「必要と」を「必要があると」に改める。  
第6条の見出し中「貸付け」を「資金の貸付け」に改め、同条第1項中「すべての」を「全ての」に改める。  
第7条の見出し中「資金」を「貸し付ける資金」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改める。  
第8条の見出し中「資金」を「資金の貸付け」に改める。  
第9条の見出し中「貸付け」を「資金の貸付け」に改め、同条中「決定する場合には」を「決定する場合は」に、「付すことができる」を「付することができる」に改める。  
第10条第1項中「分割して」を「分割してこれを」に改め、同条第2項中「資金の貸付け」を「第6条第2項の規定により資金の貸付け」に、「、資金」を「、当該資金」に改める。  
第11条第1項中「することができる」を「することができる」に

改め、同条第2項中「増額して」を「前項の規定に基づき増額して」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「規定による」を「規定に基づく資金の増額貸付けの」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項中「規定による」を「規定に基づく」に改める。  
第12条中「3箇月以内」を「3月以内」に改める。  
第13条第1項中「正当な理由なくして」を「正当な理由がなく」に改める。  
第14条の見出し中「貸付け」を「資金の貸付け」に改め、同条第1項中「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「知事」を「知事が」に改める。  
第15条の見出し中「返還猶予」を「返還の猶予」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定による」に改め、同条第3項中「知事は、」を「知事は、第1項の規定により」に、「その旨を」を「その旨を当該」に改める。  
第16条の見出し中「返還」を「資金の返還」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定による」に改め、同条第3項中「知事は、」を「知事は、第1項の規定により」に改める。  
第17条の見出し中「援助」を「援助の申請等」に改め、同条第1項中「規定による」を「規定に基づく」に、「住民票謄本」を「住民票の写しの謄本」に、「必要と」を「必要があると」に改める。  
第18条第1項中「及び」を「又は」に改める。  
第19条の見出し中「指定」を「指定等の告示の方法」に改め、同条中「掲載して行う」を「掲載してする」に改める。  
第21条の見出しを「(身分証明書)」に改め、同条中「別記第9号様式のとおり」を「別記第9号様式によるもの」に改める。  
第22条第1項中「第28条の」を「第28条の規定による」に、「書面 (次項)を「書面 (同項)に改め、同条第2項中「場合には、その日時」を「場合にあつては、その日時」に改め、同項第3号中「場合には」を「場合にあつては」に改める。  
第23条中「施行について」を「施行に関し」に改める。  
別表を次のように改める。

## 別表（第1条の2関係）

区分	不当な取引行為
1 条例第11条第1項第1号に該当する行為	<p>(1) 商品若しくは役務（以下「商品等」という。）の販売の意図を隠し、若しくは商品等の販売以外の行為が主要な目的であるかのように告げて消費者に近づき、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(2) 商品等の内容又は取引の条件若しくは仕組みについて、重要な事項を故意に告げず、又は事実と異なる事項を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(3) 将来における不確実な事項について断定的判断を提供することにより消費者を誤認させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(4) 商品等の内容又は取引の条件若しくは仕組みが実際のものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(5) 商品等の購入、設置又は利用が法令等により義務付けられていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(6) 自らを官公署、公共的団体若しくは公益事業を行う団体（以下この項において「官公署等」という。）の職員であると誤認させるような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可若しくは後援を得ていると誤認させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(7) 商品等の販売に際し、事業者の氏名又は名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項について明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(8) 長時間にわたり、若しくは反復して電話し、若しくは訪問して、又は威圧的な言動等を用いて消費者を困惑させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(9) 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について偽るよう唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(10) 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引して、威圧的な言動等を用いて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(11) 商品等の販売をする目的で、検査その他の役務又は商品等無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(12) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(13) 消費者の取引に関する判断力不足に乗じて、消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(14) 生命、身体、財産、運命等に関し、消費者を心理的不安に陥れるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(15) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売の</p>

	<p>目的である商品等以外の商品等無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者の合理的な判断を妨げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>(16) 消費者の意に反して、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話し、又は訪問し、消費者がその住居又は勤務先等から退去するべき旨の意思を示したにもかかわらずこれらの場所から退去しない等の消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
2 条例第11条第1項第2号に該当する行為	<p>(1) 消費者に対し、名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させる行為</p> <p>(2) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為</p> <p>(3) 消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをする権利を制限し、消費者に著しい不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>(4) 消費者に著しく不利益をもたらすこととなる事業者の免責事項を定めた内容の契約を締結させる行為</p> <p>(5) 消費者が意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しい不利益をもたらすこととなる不当な内容の契約を締結させる行為</p> <p>(6) 消費者が当面必要としない過大な量の商品等又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させる行為</p> <p>(7) 契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させる行為</p> <p>(8) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用の供与が当該消費者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させる行為</p>
3 条例第11条第1項第3号に該当する行為	<p>(1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下この項において「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、若しくは勤務先等に電話し、訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行を迫る行為</p> <p>(2) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させ、消費者等に代わり、又は消費者等と同行して、金融機関等から預貯金の払戻し又は借入れを受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務を履行させる行為</p> <p>(3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関その他これに類する機関をいう。）又は消費者等の関係人若しくは不特定多数の者に通知する旨の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫る行為</p> <p>(4) 契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるにもかかわらず、一方的に契約の成立又はその内容を主張して、これに基づく債務の履行を迫る行為</p> <p>(5) 消費者の関係人で法律上支払義務のない者に、正当な理由なく電話し、</p>

	<p>又は訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせることにより、消費者に当該債務の履行を迫る行為</p> <p>(6) 消費者に商品等の販売と一体をなす信用の供与をする契約を締結した場合において、当該商品等の販売をする者に対して生じている事由をもってする消費者の正当な根拠に基づく対抗にもかかわらず、正当な理由なく電話し、又は訪問する等の不当な方法を用いて、当該契約に基づく債務の履行を迫る行為</p> <p>(7) 消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為</p>
<p>4 条例第11条第1項第4号に該当する行為</p>	<p>(1) クーリング・オフ（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項その他の法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除をいう。以下この項において同じ。）その他の消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、若しくは威迫することにより契約の解除等を妨害して、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品等を使用させ、若しくは利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない費用を要求して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>(4) 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させる行為</p>

別記様式を次のように改める。

**別記**

**第 1 号様式 (第 5 条関係)**

年 月 日					
高知県知事		様			
		申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">Ⓔ</span>			
消費者訴訟資金貸付申請書					
高知県消費生活条例第 21 条の規定に基づき同条に規定する資金の貸付けを受けたいので、高知県消費生活条例施行規則第 5 条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。					
訴訟の種類					
訴訟の目的の価額		円 訴訟に要する費用の総額		円	
貸付申請金額	円	内訳	1 訴訟費用		円
			2 弁護士手数料		円
		3 弁護士謝金		円	
		4 保証金		円	
申請者	住所 〒		電話番号		
	ふりがな氏名		性別	生年月日	年齢
	職業又は勤務先		電話番号		
訴訟代理人となる弁護士	事務所等の所在地 〒		電話番号		
	ふりがな氏名				
訴訟の相手方	主たる事務所の所在地				
	名称				
	代表者の職・氏名				
提起しようとする裁判所及び年月日		裁判所		年 月 日	
付記事項 (資金の貸付け以外に受けたい援助 (資料の提供等) がある場合は、援助の内容及びその理由を記入してください。)					

(裏面)

被害状況調書 (被害の内容をできるだけ詳しく記入してください。)

第2号様式（第10条関係）

年 月 日	
高知県知事 様	
請求者 住所 氏名 ㊞	
消費者訴訟資金貸付請求書	
次のとおり高知県消費生活条例第21条に規定する資金の交付を受けたいので、高知県消費生活条例施行規則第10条第2項の規定により請求します。	
貸付決定金額	円
今回請求金額	円
今回貸付けを受ける資金の使用目的及びその理由	

第3号様式（第10条関係）

年 月 日			
高知県知事 様			
借受者 住所 氏名 ㊞			
消費者訴訟資金借用書			
年 月 日付で貸付けの決定通知を受けました高知県消費生活条例第21条に規定する資金を次のとおり借用しました。			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 10px;">借受金額</td> <td style="text-align: right; padding: 10px;">円</td> </tr> </table>		借受金額	円
借受金額	円		

**第4号様式**（第11条関係）

年 月 日			
高知県知事		様	
申請者 住所		氏名	
		Ⓜ	
消費者訴訟資金増額貸付申請書			
<p>高知県消費生活条例施行規則第11条第1項の規定に基づき次のとおり高知県消費生活条例第21条に規定する資金の増額貸付けを受けたいので、同規則第11条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。</p>			
既貸付決定金額	円		
既借受金額	円		
増額貸付申請金額	円		
内訳	1 訴訟費用	円	2 弁護士手数料
	3 弁護士謝金	円	4 保証金
			円
増額貸付けを申請する理由			

**第5号様式**（第15条関係）

年 月 日			
高知県知事		様	
申請者 住所		氏名	
		Ⓜ	
消費者訴訟資金返還猶予申請書			
<p>高知県消費生活条例施行規則第15条第1項の規定により次のとおり高知県消費生活条例第21条に規定する資金の返還の猶予を受けたいので、同規則第15条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。</p>			
貸付決定金額	円		
借受金額	円		
返還期限	年 月 日		
返還済額	円		
返還未済額	円		
返還猶予申請金額	円		
返還猶予期限	年 月 日		
返還猶予後の返還方法			
返還の猶予を申請する理由			

第6号様式（第16条関係）

年 月 日	
高知県知事	様
申請者 住所 氏名 ㊞	
消費者訴訟資金返還免除申請書	
<p>高知県消費生活条例第22条第2項及び高知県消費生活条例施行規則第16条第1項の規定により次のとおり同条例第21条に規定する資金の返還の免除を受けたいので、同規則第16条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。</p>	
貸付決定金額	円
借受金額	円
返還期限	年 月 日
返還済額	円
返還未済額	円
返還免除申請金額	円
訴訟に要した費用の総額	円
返還の免除を申請する理由	

第7号様式（第17条関係）

年 月 日			
高知県知事	様		
申請者 住所 氏名 ㊞			
消費者訴訟援助申請書			
<p>高知県消費生活条例第21条の規定に基づき必要な資料の提供その他の援助を受けたので、高知県消費生活条例施行規則第17条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>			
訴訟の種類	訴訟の目的の価額 円		
受けたいその他の援助の内容			
申請者	住所 〒	電話番号	
	ふりがな氏名	性別	生年月日
	職業又は勤務先	電話番号	
訴訟代理人となる弁護士	事務所等の所在地 〒	電話番号	
	ふりがな氏名		
訴訟の相手方	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
提起しようとする裁判所及び年月日	裁判所	年 月 日	
その他の援助を受けたい理由			

第8号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申出者 住所  
氏名 ㊟  
(法人その他の団体の場合は、  
主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者の職・氏名)  
電話番号

申出書

次のおり高知県消費生活条例の規定に違反する事業活動が行われることにより、消費者の権利が侵害されている疑いがありますので、同条例第26条第1項の規定に基づき適当な措置をとられるよう申し出ます。

措置対象の事業者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び代表者の職・氏名	
申出の趣旨		
求める措置の内容		
その他参考となる事項		

第9号様式（第21条関係）

9センチメートル

写真貼り付け箇所

第 号

身分証明書

所属  
職名  
氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

上記の者は、高知県消費生活条例第27条第1項の規定に基づき立入調査等をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 ㊟

6センチメートル

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

**高知県消費生活条例（抜粋）**

(立入調査等)

**第27条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し、報告を求め、又はその職員に、営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定に基づき職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

**第28条** 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、事業者に正当な理由がないと認めるときは、事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに当該事実その他の必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者意見に意見を述べる機会を与えなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前条第1項の規定に基づく報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、調査を拒み、又は質問に応じなかったとき。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県消費生活条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県消費生活条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第608号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃、警備又は設備保守管理（以下「清掃等」という。）の業務の契約に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

第1 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、県内に事務所又は営業所を有し、かつ、審査基準日（資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。）の前日において1年以上の建築物又はその附属施設（以下「建築物等」という。）の清掃等の業務（警備の業務については、建築物等以外の警備の業務を含む。以下同じ。）の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

- 1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者については直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者については直前1年の各事業年度における建築物等の清掃等の業務の受託実績により算出した年間平均受託実績
  - (2) 審査基準日の前日における営業年数
  - (3) 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては純資産の額を、個人にあっては次年繰越しの純資本金の額をいう。）
  - (4) 審査基準日の前日における建築物等の清掃等の業務に従事する従業員数
  - (5) 清掃の業務にあっては、審査基準日の前日におけるビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合

格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者である従業員数

- (6) 審査基準日の直近決算における経営比率
  - ア 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
  - イ 自己資本比率（純資産の額を総資産の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
  - ウ 売上高経常利益率（経常利益の額を売上高の額で除して得た数値を百分比で表したもの）
- 2 次のいずれかに該当する者は、指名競争入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
  - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
  - (5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
    - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
    - ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
    - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
    - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
    - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
    - キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

- (6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

- 1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を平成26年11月17日（月）から同年12月16日（火）までの間に知事に提出しなければならない。
 

なお、その後も随時の受付を行うが、平成27年4月1日からの参加資格の取得を希望する場合は、当該期間に申請すること。
- 2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
  - (1) 登記事項証明書（個人にあっては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））
  - (2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）

- (3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）  
 (4) 従業員名簿（知事が別に定める様式による。）  
 (5) 納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）  
 (6) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）  
 (7) 印鑑証明書  
 (8) 清掃の業務の資格審査を受けようとする者については、ビルクリーニング技能士、ビルクリーニング技能審査合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を証する書面及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けているときは、そのことを証する書面の写し  
 (9) 警備の業務（駐車場整理の業務を含む。）の資格審査を受けようとする者については、警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項の認定証の写し  
 (10) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）  
 (11) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し  
 (12) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式による。）  
 (13) (1)から(12)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類
- 第3 資格審査の結果の通知  
 資格審査の結果は、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。
- 第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届  
 資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による指名競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。
- 1 商号又は名称
  - 2 本社又は本店の所在地
  - 3 営業所等の名称又は所在地
  - 4 法人にあっては役員の氏名、個人にあってはその者の氏名
- 第5 資格の有効期間  
 指名競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、指名競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成30年3月31日までとする。
- 第6 資格の取消し  
 知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資

格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

#### 第7 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、指名停止又は指名不選定とすることがある。

#### 高知県告示第609号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

#### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、審査基準日（資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。）の前日において3年以上の建築物又はその附属施設（以下「建築物等」という。）の清掃業務の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、当該資格審査事項の審査基準に適合していると認めて競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとする。ただし、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

- 1 資格審査事項及び当該資格審査事項の審査基準は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 受託実績（審査基準日の直前2年間の各事業年度における建築物等の清掃業務の受託実績により算出した年間平均受託実績） 1億円以上
  - (2) 流動比率（審査基準日の直前の決算について流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものの） 100パーセント以上
- 2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
  - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者
  - A 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - I 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの
  - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
  - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
  - カ 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
  - キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
  - ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
  - コ アからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべ

き従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

## 第2 資格審査の申請の方法等

- 1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
  - (1) 登記事項証明書（個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書（知事が別に定める様式による。））
  - (2) 営業経歴書（知事が別に定める様式による。）
  - (3) 受託業務実績調書（知事が別に定める様式による。）
  - (4) 納税証明書（審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書）
  - (5) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年度分のもの）
  - (6) 印鑑証明書
  - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録を受けている者にあつては、そのことを証する書面の写し
  - (8) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（知事が別に定める様式による。）
  - (9) 個人住民税特別徴収額決定通知書の写し
  - (10) 役員等名簿及び照会承諾書（知事が別に定める様式による。）
  - (11) (1)から(10)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類

3 資格審査の申請は、随時受け付ける。

## 第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。

## 第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があつたときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 営業所等の名称又は所在地
- 4 法人にあつては役員の氏名、個人にあつてはその者の氏名

## 第5 資格の有効期間及びその更新手続

- 1 競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成30年3月31日までとする。
- 2 資格の有効期間の更新を希望する者は、平成29年10月中に、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出すること。

## 第6 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

## 第7 その他

平成26年11月高知県告示第608号（平成27年度から平成29年度までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の申請を受理された者のうち、第1の1に定める資格審査事項の審査基準に適合している者は、競争入札の参加資格を有する者として競争入札参加資格者登録名簿への登録を受けることができる。この場合において、その者の競争入札の参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者登録名簿への登録がされた日から平成30年3月31日までとする。

## 高知県告示第610号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）の指定を平成26年10月21日付けで次のとおり行った。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 研修及び講習の主催者  
東京都港区新橋六丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称  
平成27年2月1日（日）  
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 3 第2型研修及び講習の受付期間  
平成26年12月10日（水）から平成27年1月16日（金）まで
- 4 研修及び講習の科目  
衛生法規及び公衆衛生  
洗濯物の受取、保管及び引渡し  
洗濯物の処理  
繊維及び繊維製品
- 5 研修及び講習の受講料  
研修受講料 5,000円  
講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先  
高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビラ2階  
公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者、同法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3960290025	株式会社 ゆうあい	室戸市領家349番地2	平成26年4月1日	訪問看護ステーション奥郷	室戸市元甲1076	訪問看護介護予防訪問看護
3960590036	株式会社 ワイ・エム・インターナショナル	土佐市高岡町乙1179番地21号 YMマンション105号	〃	ケアーズ訪問看護リハビリステーション土佐	土佐市高岡町乙1179番地21号 YMマンション203号室	訪問看護介護予防訪問看護
3961290016	〃	〃	〃	ケアーズ訪問看護リハビリステーション香美	香美市土佐山田町室町四丁目4番32号 YSマンション111号室	訪問看護介護予防訪問看護
3970200345	社会福祉法人むろと会	室戸市室戸岬町1675番地	〃	特別養護老人ホーム丸山長寿園	室戸市室戸岬町1675番地	介護老人福祉施設短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護
3970200352	合同会社 向日葵	室戸市佐喜浜町1296-8	〃	訪問介護事業所一期一会	室戸市佐喜浜町1525-3	訪問介護介護予防訪問介護
3971000330	株式会社 高知ゆうあい	四万十市古津賀3777番地1	〃	ケアプランセンターあたたか四万十	四万十市古津賀二丁目174番	居宅介護支援

3971000348	〃	〃	〃	ヘルパーステーションあたたか四万十	〃	訪問介護介護予防訪問介護
3971100247	合同会社 ウィズ	香南市野市町本村1451番地	〃	古民家でのホームきずな	香南市野市町本村1450番地	通所介護介護予防通所介護
3972200111	社会福祉法人本山町社会福祉協議会	長岡郡本山町本山1041	〃	本山町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	長岡郡本山町本山1041	居宅介護支援
3972200129	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160番地1	〃	特別養護老人ホーム嶺北荘	長岡郡本山町本山636番地	介護老人福祉施設短期入所生活介護介護予防短期入所生活介護
3972501286	医療法人 高幡会	高岡郡四万十町古市町6番12号	〃	デイサービスひなた	高岡郡四万十町古市町4番30号	通所介護介護予防通所介護
3972501294	株式会社 さかわのわ	高岡郡佐川町中組1144番地1	〃	みのりのデイ	高岡郡佐川町乙2050番地10 1 F	通所介護介護予防通所介護
3971200211	かみ介護サービス株式会社	香美市土佐山田町旭町四丁目2番6号	平成26年4月14日	デイサービス太陽	香美市土佐山田町旭町四丁目2番6号	通所介護介護予防通所介護
3972501302	医療法人 前田会	高岡郡越知町越知甲2133番地	平成26年4月15日	デイサービスセンターすこやか	高岡郡越知町越知甲2273番地6	通所介護介護予防通所介護
3970200360	エミナ合同会社	室戸市吉良川町甲1952番地7	平成26年5月1日	居宅介護支援事業所ハヤシ	室戸市吉良川町甲1947番地1	居宅介護支援

3970600403	株式会社 オリーブ ホーム	須崎市桐間南33 番地	平成26年 5 月 5 日	オリーブ ホームデ イサービ スセンタ ー	須崎市桐間南33 番地	通所介護 介護予防 通所介護
3960490054	株式会社 はる	高知市葛島一丁 目 9 番51号	平成26年 5 月 7 日	訪問看護 ステーシ ョンはる	南国市後免町一 丁目 9 -14	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970400622	〃	〃	〃	在宅ケア センター はる	〃	居宅介護 支援
3970400630	〃	〃	〃	ホームヘル パーステ ーション はる	〃	訪問介護 介護予防 訪問介護
3972400810	社会福祉 法人伊野 福祉会	吾川郡いの町波 川560番 2	平成26年 5 月16日	居宅介護 支援事業 所ぼっち り	吾川郡いの町 205番地	居宅介護 支援
3972400828	〃	〃	〃	デイサー ビスセン ター関田 さん家	〃	通所介護 介護予防 通所介護
3971000355	四万十市 商業協同 組合	四万十市右山五 月町 8 番13号	平成26年 6 月13日	アピアデ イサービ ス	四万十市右山五 月町 8 番13号	通所介護 介護予防 通所介護
3970800201	株式会社 ヘルパー ステーシ ョン福の 神	土佐清水市栄町 9 番 3 号	平成26年 6 月16日	ヘルパー ステーシ ョン福の 神	土佐清水市栄町 9 番 3 号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3972300150	医療法人 田井医院	土佐郡土佐町田 井1457番地	平成26年 7 月 1 日	居宅介護 支援事業 所たい	土佐郡土佐町田 井1456番地 1	居宅介護 支援
39706	株式会社	須崎市吾井郷乙	平成26年 8	デイサー	須崎市大間本町	通所介護

00411	優心	498番地 5	月 1 日	ビスイの 実	16-30	介護予防 通所介護
3972300168	社会福祉 法人厚敬 会	土佐郡土佐町田 井1377-29	〃	デイサー ビスセン ターとき わ	土佐郡土佐町田 井1377-29	通所介護 介護予防 通所介護
3970500637	株式会社 GREEN	土佐市高岡町丙 466番地 1 ハ イツナカウチ 101	平成26年 8 月19日	でいさー びすかけ はし	土佐市高岡町乙 33番地	通所介護 介護予防 通所介護
3970500645	合同会社 晴レルヤ	土佐市宇佐町宇 佐字近安1913番 地 5	平成26年 9 月 1 日	晴レルヤ	土佐市宇佐町宇 佐字近安1913番 地 5	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970600429	社会福祉 法人須崎 市福祉事 業協会	須崎市安和216 番 1	〃	居宅介護 支援セン ター山も もの家	須崎市安和216 番 1	居宅介護 支援

高知県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970400499	社会福祉法人南国市社会福祉協議会	南国市日吉町二丁目 3 番28号	平成26年 5 月 1 日	指定居宅介護支援事業所南国市社会福祉協議会	南国市日吉町二丁目 3 番28号	居宅介護支援
3972400711	医療法人光陽会	吾川郡いの町 3864-1	平成26年 5 月15日	デイサービスセンター関田さん家	吾川郡いの町 205番地	通所介護 介護予防 通所介護
	〃	〃	〃	居宅介護	〃	居宅介護

				支援事業 所ぼっち り		支援
39703 00053	有限会社 ホームケ アサービ ス	安芸市井ノ口乙 985-2	平成26年5 月20日	介護支援 事業所ホ ームケア サービス	安芸市井ノ口乙 985-2	居宅介護 支援
39725 01021	四国部品 株式会社	徳島県阿波市市 場町市場字岸ノ 下232番地1	平成26年6 月27日	デイサー ビスセン ターわだ じま	高岡郡禰原町川 西路2320番地1	通所介護 介護予防 通所介護
39604 90054	株式会社 はる	高知市葛島一丁 目9番51号	平成26年7 月31日	訪問看護 ステーシ ョンはる	南国市後免町一 丁目9-14	訪問看護 介護予防 訪問看護
39704 00622	〃	〃	〃	在宅ケア センター はる	〃	居宅介護 支援
39704 00630	〃	〃	〃	ホームヘ ルパー ステーシ ョンはる	〃	訪問介護 介護予防 訪問介護
39710 00181	高知医療 生活協同 組合	高知市口細山 206-9	平成26年8 月15日	生協介護 の窓口し まんと	四万十市具同 3227	居宅介護 支援
39724 00794	株式会社 アルゴ	高知市鷹匠町一 丁目3番22号	平成26年9 月30日	ヘルパー ステーシ ョンささ え	吾川郡いの町枝 川5番地	訪問介護 介護予防 訪問介護

**高知県告示第613号**

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日	処 分
3頭	高知市	平成26年10月29日	殺処分

**高知県告示第614号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡奈半利町	山下 弘 茂
〃 〃	松 村 祐 一
〃 〃	入 交 洋 文

(2) 加入区の名称

奈半利町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

奈半利町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年11月11日から同月25日まで

(2) 縦覧場所

奈半利町漁業協同組合

**高知県告示第615号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町片岡字 下礮大道ノ上1699番 1から 高岡郡越知町片岡字 新仲須1774番1地先 まで	前	4.8 }	149
		11.3	
	後	5.2 }	149
		63.1	

**高知県告示第616号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡今井字栗岡 2569番1から 高知市鏡今井字栗岡 463番1地先まで	前	3.6 }	269
		25.0	
高知市鏡今井字栗岡 456番1から 高知市鏡今井字栗岡 459番1まで	A	3.6 }	138
		8.1	
高知市鏡今井字栗岡 2569番1から 高知市鏡今井字栗岡 463番1まで	B	25.0 }	204
		62.7	

**高知県告示第617号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字 下陰乙2908番1から 安芸郡東洋町野根字 北向山乙3335番イま で	前	3.8 }	764
		36.5	
	後	9.0 }	764
		45.2	

**高知県告示第618号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁淀東津野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町船戸字 川奥3987番2から 高岡郡津野町船戸字 川奥3984番まで	前	4.6 }	60
		11.5	
	後	4.6 }	60
		12.5	

**高知県告示第619号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡北川村小島312番2 から 安芸郡北川村小島158番1 まで	324	平成26年11月11 日

**高知県告示第620号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料（県が管理する口座に直接納付されるものに限る。）の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
東京都港区芝浦三 丁目16番20号	ニッテレ債権回収株 式会社	平成26年9月12日 から平成27年3月 31日まで

**高知県告示第621号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市小籠 字福留	883番9	6.30	9.90	
香南市野市 町西野字ロ ノ丸	370番4	6.00	50.66	

**高知県告示第622号**

高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）第5条第1項の規定により、次のとおり売りさばき人を指定した。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の住所及び氏名  
高知市葛島一丁目5-17 光コーポ405号  
永吉 綾子
- 2 売りさばき所の所在地及び名称  
高知市大津字世々羅乙1807-1  
ローソン高知大津店
- 3 指定年月日  
平成26年10月30日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年10月30日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年10月30日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成26 年10月 24日	特定非 営利活 動法人 アテラ ーノ旭	山中 雅 子	高知市 元町44	この法人は、旭のまちで高齢化や空洞化が進むと同時に生活の貧困化も進んで人のつながりが希薄になり、生活に困っているということも周囲の人に言えない社会になってきていることを憂い、人と人とのつながりや助け合いの力を再び呼び起こし、行政機関や医療機関・住民団体等と連携をはかりながら地域の

				ゆるやかなネットワークを築き、町の中で暮らす地域住民の生活の中心となる場をつくり、まちに活力を生み出すことを目的とする。
--	--	--	--	--

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市鳴無土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
理事	山崎 幹夫	須崎市浦ノ内東分	3394
〃	山崎 雄孝	〃 〃	3059-イ
〃	山崎 利光	〃 〃	3236
〃	山崎 政子	〃 〃	3195・3196
〃	山崎 峯重	〃 〃	3204
〃	森田 勝男	〃 浦ノ内須ノ浦	25

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市鳴無土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成26年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所	
山崎 幹夫	須崎市浦ノ内東分	3394
山崎 雄孝	〃 〃	3059-イ
山崎 利光	〃 〃	3236
山崎 政子	〃 〃	3195・3196
山崎 峯重	〃 〃	3204
森田 勝男	〃 浦ノ内須ノ浦	25

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,467人である。

平成26年10月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,557人である。

平成26年10月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年10月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,139人
室戸市、東洋町選挙区	5,317人
安芸市、芸西村選挙区	6,446人
南国市選挙区	13,143人
土佐市選挙区	7,923人
須崎市選挙区	6,505人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,155人
土佐清水市選挙区	4,384人
四万十市選挙区	9,789人
香南市選挙区	9,201人
香美市選挙区	7,736人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,338人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,758人
吾川郡選挙区	8,928人
高岡郡選挙区	17,534人
黒潮町選挙区	3,489人



-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・10・21	号外53	○告示	1	中 (41~42)	<u>漁業協同組合</u> の名称	漁業共同組合の名称
				中 (43)	<u>大谷漁業協同組合</u>	大谷漁業共同組合
				右 (3)	<u>大谷漁業協同組合事務所</u>	大谷漁業共同組合事務所